

定 款

神鋼商事株式会社

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は神鋼商事株式会社と称する。

英文では Shinsho Corporation と記載する。

第 2 条 (目 的)

当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の物品の売買及び輸出入業

- (イ) 鉄鋼、非鉄金属並びにそれらの半製品、製品及び主副原料
- (ロ) 各種鉱石、鉱産物、燃料類並びに各種高圧ガス、液化石油ガス及びそれらの容器
- (ハ) 産業機械、建設機械、化学機械、工作機械、各種輸送用機械、電気機械器具、光学機器、工具、計量器及び医療用機械器具
- (ニ) 半導体素子、集積回路、電子応用機器及びそれらの部品
- (ホ) 化学工業薬品、化成品、医薬品、毒物、劇物、火薬類
- (ヘ) 土木建築用各種資材
- (ト) 食糧、酒類その他飲料、飼料、肥料、油脂、動植物並びに農産物、水産物、林産物、畜産物及びそれらの加工品
- (チ) スポーツ用品

2. 前号物品の開発、生産、製造及び加工業

3. 建設工事の設計、監理及び請負業

4. 産業機械その他機械装置等の設計、製作、据付、修理及び賃貸業並びにその技術・情報の販売、指導に関する事業

5. 電気等エネルギーの供給に関する事業

6. 不動産の売買、賃貸借並びにその仲介及び管理業

7. 土地、水面の開発利用及び宅地造成並びに造園、緑化事業

8. 動産及び不動産のリース業

9. 文化・体育・観光・娯楽・宿泊等の施設の経営及び賃貸業

10. 美術品及び古物売買業
11. 倉庫業
12. 陸運業、海運業、航空運送業及びその代理業並びに旅行斡旋業
13. 牧畜、養殖及び林業
14. 情報の処理・提供その他の情報サービス業、電気通信事業、放送業及び広告業
15. 労働者派遣事業
16. 一般及び産業廃棄物の処理並びにその再生製品の販売
17. 前各号の間屋業、仲立業、代理業
18. 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業並びにその他の保険代理業
19. 金銭の貸付、為替取引、債務の保証、債権の売買、有価証券の保有・売買・運用等の金融業並びにこれら金融取引に関する抵当権・質権等担保権の対象不動産及び動産の保有・管理・処分
20. 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリングその他ソフトウエアの取得、企画、利用、貸与及び販売業
21. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

第 3 条 （所在地）

当会社は本店を大阪市に置く。

第 4 条 （機 関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第 5 条 （公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第 6 条 （発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、8千100万株とする。

第 7 条 （自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第 8 条 （単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 9 条 （単元未満株式についての権利制限）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条 （株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第 11 条 （株式取扱規則）

当会社の株式および新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規則」による。

第3章 株主総会

第 12 条 （招 集）

当会社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

第 13 条 （定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第 14 条 （株主総会の招集権者および議長）

当会社の株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に支障あるときは、取締役会において予め定めた順位により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条 （電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供制度をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条 （株主総会の決議方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第 17 条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② この場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第 18 条 （取締役の員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第 19 条 （取締役の選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 20 条 （代表取締役および役付取締役の選任）

取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 21 条 （役付取締役の分掌）

取締役社長は、会社業務を統轄する。

- ② 取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐して会社の日常業務を処理し、取締役社長に支障あるときは、取締役会において予め定めた順位により他の取締役がこれに代る。

第 22 条 （取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員で

ある取締役の任期の満了する時までとする。

第 23 条 （取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 24 条 （取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条 （取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により予め定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- ② 前項の取締役に支障あるときは、取締役会において予め定めた順位により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 26 条 （取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。

第 27 条 （取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 28 条 （重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 29 条 （取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の

決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 30 条 （監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

第 31 条 （監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 32 条 （常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 計 算

第 33 条 （事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第 34 条 （剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第 35 条 （中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって中間配当を行うことができる。

第 36 条 （剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 37 条 （配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

附 則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、第106回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 第106回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。

